

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年9月21日（平成30年（行情）諮問第406号）

答申日：平成30年11月12日（平成30年度（行情）答申第315号）

事件名：「『適法に処理されていること』（裁決書）を示す文書の全て」の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『適法に処理されていること』（裁決書）を示す文書の全て。（裏面に出典をプリントアウト）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「行政文書開示請求書」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月27日付け情報公開第00870号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するはずである。

請求内容に比して、特定された文書が余りにも少なすぎるので、関連部局を探索して更に発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、審査請求人が平成30年7月27日付けで行った開示請求「『適法に処理されていること』（裁決書）を示す文書の全て。（裏面に出典をプリントアウト）」に対し、法に基づき、対象文書1件を特定し、部分開示とする原処分を行った（平成30年8月27日付け情報公開第00870号）。

これに対し、審査請求人は、平成30年8月31日付けで、原処分の他にも文書が存在するはずである旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、「行政文書開示請求書」（本件対象文書）である。

3 対象文書の特定について

- (1) 審査請求人が平成30年7月3日付で開示請求を行った本件とは別の特定案件（以下「別件開示請求」という。）に対し、外務省は、開示請求の対象となる文書の情報が不明瞭であり文書の特定が困難であるとして、審査請求人に対する補正依頼を検討していた。その準備中に、審査請求人は外務省に対し「開示請求が受理されないまま放置されている。」として審査請求を行った。これに対し、外務省は同審査請求を却下とする裁決書を発出した。本件は、この裁決書の裁決理由における「法に則って適法に処理されている」という記載部分に関する、行政文書開示請求である。
- (2) 「開示請求書が受理されないまま放置されている。」との審査請求がなされた時点までに、別件開示請求が受理されており、かつ、相当の期間も経過してもおらず適法に処理が行われている途中であったことを示す文書は、受理された日付が入った受付印が押印された行政文書開示請求書のみであったことから、対象文書として行政文書開示請求書を特定したものである。
- (3) なお、別件開示請求については、その後、相当の期間の経過前に対象文書を特定済みであり、現在、法11条による期限の特例を適用中である。延長通知書についても審査請求人に発送済みであり、引き続き適法に対応している。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象文書は請求内容に比して、特定された文書が余りにも少なすぎるので、関連部局を探索して更に発見に努めるべきである旨主張する。しかしながら、対象文書の特定については上記3(2)のとおり適切に行われており、審査請求人の主張は理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年9月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月15日 | 審議 |
| ④ 同年11月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分により1文書（本件対象文書）の一部を開示する旨を決定した。

審査請求人は他の文書の特定を求めており、諮問庁は本件対象文書を特

定し、その一部を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、検討する。

2 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求に係る開示請求書を確認すると、「請求する行政文書の名称等」欄には「『適法に処理されていること』（裁決書）を示す文書の全て。（裏面に出典をプリントアウト）」と記載されており、また、同請求書に添付された「出典」を確認すると、特定の行政文書開示請求に関する審査請求を却下するための裁決書（以下「特定裁決書」という。）であって、名宛人として特定個人の氏名が明記されているものであることが認められる。

そうすると、本件開示請求は、特定裁決書の添付により、特定個人の氏名を明示し、当該個人が行った特定の行政文書開示請求に関する審査請求を却下する裁決が行われたことを前提として、当該裁決に関連する文書（本件請求文書）について法に基づき開示することを求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が行った特定の行政文書開示請求に関する審査請求を却下する裁決が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものである。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定裁決書に記載された特定個人を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

- (2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を特定し、その一部を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

3 付言

本件開示請求は、法3条の規定に基づくものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）12条1項の規定に基づくものではないが、当審査会において、開示請求書に添付された特定裁決書を確認したところ、当該裁決書に記載された名宛人の氏名と審査請求人の氏名が同一となっていることが認められる。仮に、別件開示

請求の審査請求人と本件開示請求者が同一人物である場合、本件開示請求は、別件審査請求に係る本件開示請求者本人の保有個人情報の開示を求めると解することができる。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、行個法に基づく開示請求を行っていないとのことである。

そうすると処分庁は、別件審査請求に係る審査請求人が本件開示請求者と同一人物であることが確認できる場合、本件開示請求者に対し、行個法に基づく開示請求が可能である旨教示すべきであったといえる。今後、処分庁においては、開示請求に係る事務手続において、上記の点につき留意することが望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久